

---

---

「令和8年度国内石油天然ガス地質調査・メタンハイドレート研究開発等  
事業（メタンハイドレートの研究開発）」の内、  
「洋上でのインヒビタ混じりの生産水処理技術に関する基礎的検討」

参加意思確認公告

(No. JMH-26-012)

令和8(2025)年4月30日

日本メタンハイドレート調査株式会社

---

---

---

日本メタンハイドレート調査株式会社（以下、「JMH」という）は、経済産業省による「令和8年度国内石油天然ガス地質調査・メタンハイドレート研究開発等事業（メタンハイドレートの研究開発）」の一環として実施する「洋上でのインヒビタ混じりの生産水処理技術に関する基礎的検討」について適切に遂行可能な再委託先の選定を始めます。

本参加意思確認公告は、下記の参加資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で行うものです。

## 1. 業務名称

洋上でのインヒビタ混じりの生産水処理技術に関する基礎的検討（以下、「本業務」という）

## 2. 業務実施期間

契約締結日（令和8(2026)年6月予定）～令和9(2027)年2月26日

## 3. 業務内容

### 3.1 背景と目的

将来の海洋産出試験に向け、海底設備を用いて複数の生産井からのガス生産を行う試験を通して生産技術の検証を行う必要がある。この試験システムでは洋上船又は洋上プラットフォームを使用し、洋上に生産設備の一部を設置して、海底面下のメタンハイドレート層からガスを生産することを目的としている。このガス生産において、海底面下の坑井設備（ケーシング等）内や海底設備の各所にてハイドレートが再生成し、流路を閉塞する現象が危惧されており、その対策としてインヒビタ（MEG、メタノール他）を注入することが検討されている。

本生産システムを用いたガス生産の際、大量のインヒビタ混じりの水（生産水）も揚収されることが予想されるが、現行の関連法規では希釈しても生産水をそのままの日本の海洋（領海及びEEZ）への放出は禁止されている。よって、生産水は産業廃棄物処理する必要があるが、経済的に継続した海域での産出試験を可能にする条件の一つとして、海洋放出を可能にする洋上での生産水処理技術を確立する必要性が生じている。

以上の背景から令和8年度では洋上での適切な処理の上、日本の海洋（領海及びEEZ）への放出を可能とする排水処理技術の確立に向けた調査検討を行う。

### 3.2 調査検討項目

過年度の検討結果も参考に、洋上での生産水処理技術に関して、調査・実験・設備検討を行う。

## 4. 参加資格

- (1) 石油ガスプラント及び産業プラントの排水処理技術に精通し、既存排水処理技術の調査、評価および国内外の最新情報の蓄積・研究に顕著な活動を有していること
- (2) 排水処理システム設計製作の実績を有していること。
- (3) 債務超過又はそれに類する状態（ただし、本業務の確実な履行に必要な資金等が確保されている場合を除く）にないこと。
- (4) 会社更生法や民事再生法もしくはそれに類する法律の適用を受けていないこと。

- (5) 現在、経済産業省、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構又は国立研究開発法人産業技術総合研究所から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）の内、「役務の提供等」において「A」、「B」若しくは「C」の等級の競争参加資格を有する者であること。

尚、業務内容の一部のみを受託することは認められません。

## 5. 提出書類・提出方法

上記4. の参加資格を満たし、本業務を実施することを希望する場合、以下の要領に従い書類を提出してください。

### (1) 提出書類（E-mailでの送付も可）

- ① 参加意思確認書（書式は問いません。）
- ② 会社案内等、事業者の概要が記載されている資料及び直近3年間の財務諸表
- ③ 競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ④ 上記4. 参加資格(1)、(2)に記載した調査実績等の知見を有することを示す資料

### (2) 提出書類送付先

〒100-0005  
東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー21F  
日本メタンハイドレート調査株式会社  
総務部資材グループ  
E-mail: [tender.admin@jmh.co.jp](mailto:tender.admin@jmh.co.jp)

### (3) 提出期日

令和8(2026)年5月19日(火)15:00時までに郵送・宅配便・持ち込みまたはE-mail添付にて提出して下さい。

### (4) 本公告に関する問い合わせ

令和8(2026)年5月12日(火)12:00時(正午)までに、上記5.(2)に記載のアドレス宛にE-mail により問い合わせ願います。

## 6. その他

- (1) 本参加意思確認公告の結果、参加資格を満たすと判断された応募者に対し、本業務に関する見積依頼書を送付します。
- (2) 本業務は、経済産業省資源エネルギー庁から当社が委託を受けて実施する事業の一部を再委託するものとなります。その事務処理・経理処理を行うにあたっては、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル(令和3年1月)」の規定、特に「大規模事業」に係る規定が適用されることをご了解の上、参加をお願いします。
- (3) 本業務の上限金額は、15,000,000円（税抜）です。

以上